



第19号 昭和56年（1981年）3月25日

## 「共済」 軍用地主の生活環境状況を調査

# 「会員登録制度」の必要性を強調——徳元会長

「適切な措置」を要請するため、このたび防衛施設調査を実施した次第であります。調査の種類についても、こととしましては、一般概況調査及び細部調査の三つに分類されております。収集状況は別表のとおりです。なお、調査結果につき分析し、報告書をまとめるにしております。

し、財務費を受ける特別引当預金を調査しておられるに至つております。何よりの恩恵を受けてしまふことは、國において、軍用地關係地主を対象としているところであります。幸い、關係者のご尽力で、特許検査費（四百九十九万円）が計上され、現状の環境について詳細な調査結果を呈示するところとなり、関係者並の喜びを呈す結果となりました。

があります。軍用地料については、本土復帰には、  
軍用地利用そのものの問題として從来のと変わ  
るその開発、发展が進められる中で、土地との係わ  
りが浮き彫りにされる結果となり、多くの軍用地主  
を望されております。復帰に際し、中小企業設備  
融資等関係利子補給制度等の設置により、農林

、布告及び土地借賣安定法等によつて、著しく低廉化せしめられ、抵当権等財産の処分、利用においても制限或いは禁止された。したがつて、大きな損失はばかり知れないものがある。当然、借地の償還の前に貸付金を返済する目的で、土地の借付の前払いに関する立法（一九五九年四月二日閣議決定）がなされた。

# 実現に大き 沖縄県における軍用地等の始んどは、第二次大戦後 接收されたものであるため、関係地主らは、有形形 さま。特に、本復帰前の米軍施政権下においては、

## 特別融資制度

ります。  
ついては、かりに

卷之三

主要日誌

米軍用地特措法

卷之三

1月1日 第三編 強制同  
平方（＝沖繩市）及びキタ  
（＝一万一千平方）＝沖繩市

即して特定できる④使用期囲を予定している—などで

法によつて引続き使用権を  
の財産権に抵触しない③十

瀬長氏（共産）と、上原氏（

地の強制使用手続きを開始  
12月5日 政府は閣議の

11月17日 那覇防衛施設「特別措置法」に基づいて

秋健氏（施設部首席連絡調査官）

い」との考え方を表明した。

要綱の立法化を断念し、代  
を沖縄振興開発特別措置の

十五年度通常総会を開き、

一万六千平方メートル  
那覇市

昭和十五年度  
3月31日 那覇空軍・海

1



4)

(三面よりつづく)  
○小瀬委員 せつから返還合意がなされているものについて実施率が二六・五%ということのことは、理由をきわめて低いと思うのです。理由のいかんを問わず、軍事基地の所長としているその地域が、沖縄の自立的経済発展の基礎条件を備えれば何とか産業の開発になり得る要素を含めて、地域も多かろうと思ふのです。したがつてその点については、合意されたものを御努力なさつて達成するようにしていただかなければ困る。それは復帰のときの整理統合、本土並みの基础设施の達成とともに重視するのではないかとしましても矛盾することはないと思います。  
さらに、私が調べた範囲でございまますけれども、米軍施設の中に、は、施設の目的はわかっておりませんけれども、使用条件が明確でない施設が三十一施設あるのです。  
具体的に例を挙げる時間がございませんが、おわかりとは思いますが、これは地上から何メータまで使用するのだと、水域を使用するのだと、あるいは道路交通についての使用条件がはつきりしているのです。たとえば空域の場合は地上から何メータまで使用するのだと、水域を使用するのだと、あるいは道路交通についての使用条件が全く不明なんですね。残りの施設については、現地の状況がはつきりしているのです。  
私は軍用地の返還につきましては、基地問題の中では最も重要な課題の一つであると思うのです。というのは、開放するだけが能じやなくて、その跡地を利用するとみたい、このように思つております。  
私は軍用地の返還につきましては、基地問題の中では最も重要な課題の一つであると思うのです。

原状回復費だけですから、土地の使用は困難なんですね。そんなような形で、仮に土地改良事業などといった区画整理事業を始めるのだといつても、これは二、三年でできるものじゃないのです。五年も、物によつては十年もかかるわけです。そういうこともありますので、だらましいまま問題の中の最も重要な課題の一つに、その跡地利用という問題があるのだということを私は主張しているのです。そこで、この間でしか達成できないこともありますので、だらましいまま際政府も、軍用地の跡地利用をする法律、特別な措置法でも結構であるのかどうか、と思います。この事が基本的にはございましょうし、そういう法律を準備しなければならないのではないか、と思います。この事が基本的にはございません。米委員会の合意をしてから、さらに地主の会での解説、地域の了解を得られて開放される土地については、それをどう利用するのだという法律をつくらなければいかぬと思うのです。この点についていかがですか。

○**美野寅政府委員** ただいまの御質問は、軍用地返還跡地の利用につきまして法律等を考えたらどうかとお御趣旨でござります。私も、その整備の促進に努めておりますところです。ございまして、現在、一時的の法律等につきまして種々の特例を設けまして、その整備の促進に努めています。土地整理あるいは農地の基盤整備等につきましては、農地の跡地の有効利用を図つてきました。いと基本的に考えておるところでございまして、現在、一時的の法律の制定というものは考えていない状況にございます。

えではないにございましょなけれども、私は軍用地が政策の重要な課題であるにございましょけれども、その跡地利用というものにございませんと聞かれるのでございまして、しかもそれが放置されているのもたくさんあるわけです。そして、しかもそれが放置されているものもたくさんあるわけです。その跡地は利用されなければ意味がないので、それをする一つの方法として私が考へているものには、軍用地の転用公社をつくったらどうだろうか? ということを考えているのでござります。具体的な骨子はどうなものだ? というようなことはどんなんものだ? といふのではなく、私はまたこの機会に、いまから後日この委員会で申し上げますけれども、跡地を適切に計画立てて利用できる軍用地転用公社などの設置をいたしまして、私は提唱しておきたい、また御検討もしていただきたい、本当にそういうぐあいに思っております。

基地内土地の  
分筆登記につ  
いて

さらには防音設備に対する維持費、電気料金の補助でございます。沖縄の電気料金は今度また一九%も上がり、年が暮ら年にじゅう暖かい感じで、又騒音が多すぎ二十四時間あると言つても過言じやないのです。本土の基地周辺とは違うのです。そこで、防音装置はしたけれども電気料金が物すごくかさんでいるのです。それは生活保護世帯等については特別な御配慮があるようございまして、しかし、生活保護世帯ばかりじゃなくて、そのことが生計費を圧迫していることだけは間違いないのです。本来ならば、基地がなければ騒音がなければ問題は起きてこないわけなんですね。そよ風を部屋いっぱい入れて気持ちのいい快適な生活ができる。それを防音装置をやつて冷房をかける。そうしたら、電気料をしこたま取られる。これでは生活できないのです。補助の点を考えなければいかぬと思うのです。法律がないと言うのなら、地財法第十六条规定すればいいのです。いかがですか。

## 地主年金制度 の創設について

○小波委員 施設  
問になりますが、面していることがあります。これで執行態を掌握した上に、つた問題についてたいと思います。

○梅岡説明員 は、具体的には中

ためにこれだけ伸ばしたのだから、これまでしまっこう、これは貨物料金制度ですかから、もともとこの年金制度、いふべきでござります。主の協力は得らわれます。ふうに考へますと、構想を以前からお持ちの方は私ども承知しておられました地主さん方の具がどういうもので、とを残念ながらございません。地主の方々、比較的小規模の土地主さん方の具がどういうものでございません。それで、この調査費をいかで負担するため、これを執行態を掌握した上に、つた問題についてたいと思います。

## 基地内の護岸 整備について

序には最後の質問で護岸工事をや  
るが、なぜですか。  
答えるべきだとい  
うのである。そこで  
この問題を解説す  
る。まず、護岸工事  
の目的を述べておき  
たい。護岸工事は、  
海岸線の侵食を防ぐ  
ために行われる工事  
である。海岸線の侵  
食は、自然現象によ  
るものと、人為的要  
因によるものがある。  
自然現象による侵  
食は、主に波浪作用  
によるものである。人  
為的要因による侵  
食は、主に土砂堆  
積によるものである。  
護岸工事は、主に  
波浪作用による侵  
食を防ぐために行  
われる。しかし、土  
砂堆積による侵食  
も、護岸工事によって  
防ぐことができる。  
護岸工事は、海岸  
線を守るために行  
われるが、同時に、  
海岸線の変形を防ぐ  
ためにも行われる。  
護岸工事は、海岸  
線を守るために行  
われるが、同時に、  
海岸線の変形を防ぐ  
ためにも行われる。

に残っております。あの土地は遊んでいるように見えますが、中になくさんの排水路等が通っておりまして、最終的に地主さんに返さなければなりません。そのためには、排水路を整理統合する事業が必要でございまして。その計画をいま練っている最中にござります。ただ、それを行なうましても、地主さんに返す暁におきましては、原状回復という枠組みでございましては、護岸も含めてかかるべき返還の補償なりそれなりの措置を政府の全額負担のもので土地区画整理事業をやまつております。ところが、泡瀬涌信隊というのが、その元の護岸の跡年接収されております。それで、開放されたところは政府の全額援助のもので土地区画整理事業をやまつております。ところが、許されないところで、元の護岸は完全手をつけられないから、暴風のたびにだんだん海水食されてしままして、これでは土地が残りませんから、海の中にならぬまま並べて、もとより石を並べて、そこには国土はこれまであつたのだから、ということを、実は私が指揮をいたしましてやつてございます。甲子年春に話をされられておるところの護岸は、実際やられていないのです。だから、軍用地内の護岸の建設をする計画を、開発庁とも大蔵省とも十分話をされて年次的にやつていなかないと、これは本当に海岸法違反です。許されないと思うのです。そういう状況があるということをお聞きたい、このように思つております。

## 55年度軍用地等賃貸料

**前年度に引き続き増額 地主会との交渉により妥結**

防衛施設庁

施設名	区分	市町村	宅地	準宅地	農地	山・原
陸軍貯油施設		具志川市	500.00		285.00	(農見)132.34
キャンプ・コートニー		具志川市	514.62	286.00		
天願通信所		具志川市	605.00	495.00		
キャンプ・マクトリアス		具志川市	535.00	312.00		
ホワイト・ビーチ地区		与那城村	363.00		257.10	(農見)132.34
		勝連町	363.00		257.10	(農見)132.34
キャンプ・シールズ		沖縄市	517.00		260.00	80.00
泡瀬通信施設		沖縄市	540.00	324.00		
嘉手納飛行場		沖縄市	(南) 676.00 (北) 610.00	469.00 327.00		(農見) 68.50 (公) 52.00
		嘉手納町	(南) 676.00 (北) 610.00	469.00 327.00		(農見) 68.50 (公) 52.00
		北谷町	(南) 676.00	469.00		
嘉手納弾薬庫地区		読谷村	① 650.00 ② 472.13	453.50 325.00	172.00	(農見) 90.00 65.00 (公) 51.00
		石川市	316.00 (進入路 (ダム) 479.50	200.00 305.00	140.00	(農見) 90.00 65.00 (公) 50.00
		恩納村	285.00	220.50	100.56	(農見) 90.00 65.00 (公) 50.00
		沖縄市 (旧美里)	(南) 676.00 (北) 610.00	469.00 330.00	280.00	(農見) 92.08 67.50 (公) 51.50
		沖縄市 (旧コザ)	(南) 676.00 (北) 610.00	469.00	305.00	(農見) 92.08 67.50 (公) 51.50
		嘉手納町	590.00	404.00	300.00	(農見) 90.00 68.50 (公) 52.00
		具志川市	360.00		144.00	(農見) 90.00 65.00 (公) 51.00
		鳥島射爆場	仲里村			31.74
出砂島射爆場		渡名喜村	71.88		52.19	21.97
久米島射爆場		仲里村			82.99	31.98
航自久米島分とん地		仲里村	112.89		81.09	(農見) 74.38 32.86
		具志川村	112.89		81.09	(農見) 74.38 32.86
陸自知念分とん地		知念村				77.94
航自知念分とん地		知念村	142.39			(農見) 77.94
		玉城村	142.39			(農見) 77.94
		佐敷町	142.39			(農見) 77.94
航自与座岳分とん地		糸満市			96.02	59.65
		東風平町			96.02	59.65
陸自与座分とん地		糸満市				(農見) 83.27 59.65
		東風平町				(農見) 83.27 59.65
陸自南与座分とん地		具志頭村			96.02	59.65
		糸満市			96.02	59.65
		東風平町			96.02	59.65

沖縄県における軍用地等関係地主の始めとは、年間地料額が80万円乃至100万円程度の「わむる森細地主」であります。これらの地料收入は、今日まで生活の根源をなしてきてゐることから、年々の軍用地等賃料について、地価の変動のほか、物価の上昇等も勘案のうえ、適切な増額措置を講じて貰つよう要請しているところです。

昭和五十五年度においては、①物価変動修正率にもとづく増額として、②県内地域格差是正に要する調整費として、③地籍明確化に伴う予算増額として、④四〇%の増額措置について、防衛施設だけじめ、関係省方に要請して参りました。その結果、平均六・二五%の増額措置が講じられることになりました。ただし、六・二五%の予算増は、前年度予算との対比であり、しかも、格差是正に要する調整費は、各施設によって予算分も含まれていますので、各施設によって増額率はそれぞれ異なります。

なお、各地主会との交渉により決まった五十五年度の施設別市町村別の賃料単価(一平方㍍当たり)は、次のとおりです。

施設名	区分	市町村	宅地	準宅地	農地	山・原
北部訓練所		国頭村				50.91 (公) 4.56
奥間レストセンター		国頭村				93.71 (農見) 71.10
伊江島補助飛行場		伊江村 (A) (B)	168.51 129.63	141.43	90.96	62.30
八重岳通信所		本部町	119.75			89.01 (農見) 76.94 39.60 (公) 20.20
		名護市				(公) 16.24
慶佐次通信所		東村				66.20 52.62
キャンプ・シュワーブ		名護市	133.00			(キャンプ) 87.50 (農見) 63.14 57.59 (訓練場) 67.13 (公) 26.54
辺野古弾薬庫		名護市				70.50 (農見) 63.14 51.42
キャンプ・ハンセン		宜野座村	238.86	186.55	78.60	49.74 (公) 43.28
		名護市				35.24 (公) 29.10
		恩納村	184.83			77.09 (公) 31.55
		金武町	303.13	215.15	76.90	44.89 (公) 38.16
恩納通信所		恩納村	200.39	141.56		(農見) 68.95
恩納分とん基地		恩納村				72.94 55.48
		金武町				72.94 55.48
ギンバル訓練場		金武町	171.19		80.80 (農見) 68.15 55.59	
金武レッド・ビーチ		金武町	334.67	262.93		
金武ブルー・ビーチ		金武町				80.58 55.49
瀬名波通信施設		読谷村	360.00			210.00 (農見) 116.51
トライ通信施設		読谷村	391.00			210.00 (農見) 116.51
楚辺通信施設		読谷村	393.00			252.00 (農見) 116.51
読谷補助飛行場		読谷村				252.00 (農見) 116.51
久場崎学校地区		中城村	450.00	352.00		
天願棧橋		具志川市	500.00			285.00 (農見) 132.34

路線 No.	市町村名	単 価
16(県) (5A)	沖縄市	① 590
10(県)	具志川市	① 594 ② 429 ③ 352
15(県)	東風平町	① 194
	具志頭村	① 194
16(県)	嘉手納町	① 943 ② 802 ③ 418
		① 590 ② 499 ③ 490 ④ 418
		① 590 ② 499 ③ 490 ④ 418
	沖縄市 (旧美里)	① 590 ② 499 ③ 490 ④ 418
	沖縄市 (旧コザ)	① 590
	具志川市	① 532 ② 491
20(県)	沖縄市	① 1,181
22(県)	沖縄市	① 405
	北中城村	① 666 ② 435
24(県)	沖縄市	① 1,161 ② 768 ③ 618
		① 912 ② 624 ③ 624
		④ 488 ⑤ 312
	具志川市	① 334 ② 312
		① 334 ② 312
26(県)	沖縄市	① 321
30(県)	宜野湾市	① 1,161 ② 985 ③ 734
		① 666 ② 485
34(県)	宜野湾市	① 858 ② 815
130(県)	北谷町	① 699 ② 666
	北中城村	① 666
137(県)	佐敷町	① 335 ② 214 ③ 162

## 年度別面積・賃貸料総括 (昭和56年3月1日)

## 說明

面積…①国有地は含まれない。

②年度途中に返還された施設の面積を含む。

**賃貸料等**…①年度途中に返還された施設は、日割計算による賃貸料である。

②過年度支払及び特別会計借料  
(農林省)は含まれない

**平均単価**…①( )はその年間に補正した  
平均単価である

### 国道・県道賃料単価 (円/m)

項目		布令20号	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
施設・区城 (自衛隊含む)	面積	189,866千m <sup>2</sup>	188,096千m <sup>2</sup>	187,640千m <sup>2</sup>	182,018千m <sup>2</sup>	178,859千m <sup>2</sup>
	貨貸料等	2,935,590千円	12,610,480 (14,339,199)千円	18,224,617千円	26,413,942千円	26,838,378千円
	平均単価	15 円/m <sup>2</sup>	67 (76) 円/m <sup>2</sup>	97 (98) 円/m <sup>2</sup>	145 (148) 円/m <sup>2</sup>	150 (150) 円/m <sup>2</sup>

項目		昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度
施設・区域 (自衛隊含む)	面積	175,482千m <sup>2</sup>	173,255千m <sup>2</sup>	173,561千m <sup>2</sup>	174,138千m <sup>2</sup>
	貨物料等	26,792,943千円	25,979,066千円	28,405,341千円	30,163,566千円
	平均単価	153 (153) 円/m <sup>2</sup>	150 (153) 円/m <sup>2</sup>	164 (164) 円/m <sup>2</sup>	173 (174) 円/m <sup>2</sup>